昭和二十三年六月十九日(土曜日) 午後四時十四分開議

議事日程 第六十三号

昭和二十三年六月十九日(十曜日)

午後一時開議

- 第一 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 麻藥取締法案(内閣提出)
- 第三 大麻取締法案(内閣提出)
- 第四 輸出入植物檢疫法案(内閣提出)
- 第五 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案(内閣提出)
- 第七 郵便爲替法案(内閣提出、参議院送付)
- 第八 郵便振替貯金法案(内閣提出、参議院送付)
- 第九 電波物理研究所を電気試験所に統合する法律案(内閣提出、参議院送付)

2-衆-本会議-67 号 昭和 23 年 06 月 19 日

○山下榮二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、松本淳造君 外三十四名提出、教育勅語等排除に関する決議案を、委員会の審査を省略してこの 際議題となし、その審議を進められんことを望みます。

- ○議長(松岡駒吉君) 山下君の動議に御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。 教育勅語等排除に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。松本淳造君。

[松本淳造君登壇]

○松本淳造君 私は、各派共同提案であります教育勅語等排除に関する決議案提出 にあたりまして、その趣旨を弁明いたしたいと思うものであります。

申すまでもなく、永い間わが國民の精神を支配していました教育勅語等を排除するというのでありまするから、その影響するところはかなり甚大であると思うのであります。

從つて、この問題につきましてほ、すでに文教委員会等におきましても数回にわたる 会合をもちまして、きわめて慎重に審議いたしたわけでございますが、その結果、本日 首題の通り、教育勅諸等を排除するという決議案提出に至つた次第であります。なお この教育勅語等の等でございますが、これは教育勅語に類する、主として教育関係の 勅語、詔勅、これらを意味するものでございまして、すなわち陸海軍軍人に賜りたる勅 諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等を指すのであります。この点、あらかじめ 御了承おき願いたいと思うものであります。

まず主文を朗読いたします。

教育勅語等排除に関する決議

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諾詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、從來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すもととなる。よつて憲法第九十八條の本旨に從い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する

ただいま朗読いたしました主文の通りに、現在わが國は平和國家、民主國家として の建設の途上にあるのであります。それはポツダム宣言受諾以來、かつまた新憲法制 定以來、確固として決定された國の方針であるといつて間違いはないのであります。 從つて、われわれといたしましては、その方面を目ざしまして、あらゆる改革を断行し、 また断行せんとしておるのであります。ところが、それらの諸改革は、すでに制度上に おきましては相当大幅に、画期約に、これがなされてまいりましたが、しかし、それらの 制度上の改革に比べますと、いわゆる精神的内容についての改革、すなわち、いうと ころの精神革命に至りましては、未だしという感じがしないわけではないのであります。 この点は率直に認めてよいことであろうと思うのであります。すなわち、從來の封権主 義的、軍國主義的、超國家主義的な、そういつた理念、精神から、個の尊厳を確認し ますところの民主主義的な精神の切替え、改革といつたようなものが、まだまだ十二分 にはなされていない、世界の水準にもなお達していないということは、遺憾ではありま すが、事実と言わなければならないのであります。從つて、新憲法は制定されましても、 依然として古い考え方が、未だに遺憾ながら残つておりますので、これら新旧二つの 理念がときに衝突し、ときに予盾し、その結果混乱をひき起して、そのために民主化の 停満性が現われておるといつて間違いはないのであります。世間でいいますところの 道義の頽廃、あるいは虚無的な、没理想的な生活展開のごときは、ひつきようするとこ ろ、この精神の混乱から生れてくる現象であるといつて間違いはないのであります。

そこで、われわれといたしましては、かような混乱をいつまでも放置しておくわけには

まいりません。できるだけこれらを整理し、民主的な精神内容を國民の一人々々が正しく把握し、もつて理想とする平和國家としての体を整え、國際的にも信頼されなければならないことが急務であるのであります。そして、そのことを達成いたしますためには、何よりも教育によることが本質的に必要であるのでございまして、そのために、諸君も御承知でありますように、教育基本法をわれわれはすでに制定いたし、これによつて國民の指導原理を明らかにしているわけであります。

すなわち、その基本法におきましては、われわれは新らしき憲法の精神に則り、民主的で文化的な國家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希う人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を目ざす教育を普及徹底しなければならないと、かように規定しているわけであります。

ところが、かように明確に規定しているのでありますけれども、遺憾ながらその規定及びその内容が、國のすみずみまで生命的に行き渡つていないうらみもあるのであります。そして、その効力を失つてしまつておりますところの教育勅語、あるいは陸海軍人に賜りたる勅論、または戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等、これら教育に関する諾詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格をもつているかのごとく誤解されている向きもあるのであります。この点は、民主革命の基本でありますところの精神革命の達成には、かなり重要なポイントでございまして、これをこのまま見逃がしておくことは、決してわが國の現在にとつて、さらに将來にとつて、よいことであろうとは考えられないわけであります。

ところで、なぜそのような誤解が残ているのであるか。これが問題になってまいりますが、これは前にも申しました通り、新憲法あるいは教育基本法の精神が、未だ國民の精神内容そのものになっていない結果であることは、言うまでもないことでありますけれども、しかし何と申しましても、これらの諸詔勅に対する措置が、法制上または行政上における措置が、今日まで十分にとられていなかったと考えなければならないのであります。

といって、その措置が全然なかったわけではありません。たとえば、昭和二十一年三月には儀式の場合に勅語を捧読せよとの項を削除し、教育は教育勅語の趣旨に則れの項を削除しました。次いで、昭和二十一年十月八日、その当時の文部省は、次官通牒の形式をもつて、「教育勅語をもつて我國教育唯一の淵源とせず、式日等に捧読の慣例をやめる。保管及び捧読に際しては神格化しない。」と、一應行政上の措置をとっておることは事実であります。

けれども、その措置がきわめて消極的でありまして、徹底を欠いているうらみがあるのでありますから、ほんとうに勅語を廃止したのか、失効せるものとして認めておるのか、自然消滅をでも期しておるのであるか、いずれにせよ、徹底的な措置がなされているとは言いがたい点があるのであります。從つて、今もなお教育勅語の謄本は、各学校に保管させて、そのままにしているような状態であります。だから國民におきましても、はたして勅語が失効したのか、効力をもつているのであるか、生きているのであるか、その辺か判断がわからないのでありますから、そこにいろいろな誤解が生れてくるわけであります。

これらを一應考えます場合におきまして、われわれは、その教育勅語の内容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語というわくの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われわれとしては現在認めることができないという観点をもつものであります。それが憲法第九十八條にも副わないゆえんでありまするので、この際この條規に反する点を認めまして、われわれはこの教育勅語を廃止する必要があると考えざるを得ないわけであります。これは単に國内的の視野においてのみ見るのではなくして、國際的の視野においてもこれを見ます場合に、特に明らかにしておくことが必要でありますので、本日衆議院は、院議をもつてこれらの諸詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言し、政府をしてただちにこれら詔勅の謄本を回収せしめ、この際はつきりと排除の措置を完了せしめたいと思うのであります。

以上、簡單ではありまするが、教育勅語等排除に関する決議案上程に際しまして、 その趣旨を弁明した次第であります。何とぞ諸般の事情を御明察賜わりまして、御賛 成あらんことを切に希望してやまない次第であります。(拍手)

- ○議長(松岡駒吉君) 採決いたします。本案は可決するに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。 この際、文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣森戸辰 男君。

[國務大臣森戸辰男君登壇]

○國務大臣(森戸辰男君) ただいま本院の御採択になりました教育勅語等排除に関する決議に対し、私は文教の責任者として深甚の敬意と賛意を表するとともに、一言所見を申し述べたいと思います。

敗戦後の日本は、國民教育の指導理念として民主主義と平和主義とを高く揚げましたが、同時に、これと矛盾せる教育勅語その他の詔勅に対しましては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります。このことは、新憲法の制定、それに基く教育基本法並びに学校教育法の制定によって、法制上明確にされました。本院のこのたびの決議によって、あらためてこの事実を確認闡明せられましたことは、まことにごもっともな次第であります。この際私は、この問題に関しまして文政当局のとってきました措置と、本決議に含まれた要請に処する決意とを申を上げたいと存ずるのであります。

詔勅中最も重要である教育勅語につきましては、終戦の翌年、すなわち昭和二十一年三月三日、文部省は省令をもつて國民学校令施行規則及び青年学校規程等の一部を停止いたしまして、修身が教育勅語の趣旨に基いて行わるべきことを定めた部分を無効といたしました。次いで同二十一年十月九日、文部省令において國民学校令施行規則の一部を改正いたしまして、式日の行事中、君ケ代の合唱御眞影奉拝、教

育勅語捧読に関する規定を削除いたしました。この行政措置によりまして、教育勅語は教育の指導原理としての特殊の効力を失効いたしたのであります。昭和二十一年十一月三日新憲法が公布され、これに基いで、翌二十二年三月教育基本法が制定せられることになりましたが、この法律は、その前文において、これが日本國憲法の精神に則り教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するためのものであることを宣言いたし、教育の基本原理がこれに移つたことを明らかにいたしました。学校教育法が制定され、それと同時に、國民学校令以下十六の勅令及び法律が廃止されたのであります。これらの立法的措置によりまして、新教育の法的根拠が教育基本法及び学校教育法にあることが積極的に明らかにされておるのであります。

さらに思想的に見まして、教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります。教育勅語は明治憲法と運命をともにいたすべきものであります。かような見地から、昭和二十一年十月八日以後、文部省は次官通牒をもつて、教育勅語を過去の文献として取扱い、かりそめにもそれらを神格化することのないように、注意を喚起いたしたのであります。

かようにして教育勅語は、教育上の指導原理としては、法制上はもちろん、行政上にも、思想上にも、その効力を喪失いたしておるのでありますが、その謄本は、今日なお学校に保管されることになつておるのであります。ところが、この点につきましては、永年の習慣から誤解を残すおそれもあり、また將來濫用される危険も全然ないとは申されません。そこで、今回の決議に基いて、文部省より配付いたしました教育勅語の謄本は、全部速やかにこれを文部省に回収いたし、他の詔勅等も、決議の趣旨に副うて、しかるべく措置せしめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅くとることによつて、教育の刷新と振興とをはかり、もつて本決議の精神の実現に万全を期したいと存じておる次第でございます。(拍手)